

# 神戸登山研修所運営規則

## 【設置・運営】

第1条 兵庫県山岳連盟（以下「山岳連盟」という）は、次の目的を達成するために、神戸市が設置した神戸登山研修所（以下「研修所」という）の管理運営を行う。

- (1) 登山に対する正しい知識と技術を養うため各種の講習会を行う。
- (2) 所有する図書資料により、登山のための調査と研究を行う。
- (3) 山岳遭難について調査研究し、遭難防止や救助技術の構築、指導を行う。
- (4) 登山に関する指導、相談、教育を行う。
- (5) 各種の会合や教室を開催するため施設内設備の管理運営を行う。

## 【設置場所】

第2条 研修所は神戸市灘区王子町2丁目2-1 王子公園内に置く。

## 【管理】

第3条 兵庫県山岳連盟会長（以下「会長」という）は、研修所の管理を行うため、運営委員会、図書委員会を設置し、研修所に所長及び事務局長、その他必要な委員会を配置する。

## 【委員会の任務】

第4条 運営委員会は研修所の運営を審議し会長に答申する。  
図書委員会は研修所が所有する図書の管理を行う。

## 【管理者の任務】

第5条 所長及び事務局長は会長の指示を受け、本規則の定めるところに従い研修所の管理にあたる。管理者の行った処置は山岳連盟の処置とみなす。

## 【利用申込】

第6条 1、研修所施設を利用しようとする者は、事前に施設利用申し込みを予約し、事前承認を得なければならない。予約は3ヵ月前から可能とする。  
2、山岳連盟行事を優先とする。  
3、次の各項に該当する時は利用を承認しない。  
(1) 公安又は風俗をみだすおそれがあるとき。  
(2) 施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。  
(3) 管理上の支障があると認められるとき。  
(4) その他利用を不相当と認められるとき。  
4、思想信条、宗教、政治がらみの利用は認めない。  
5、所長は一旦利用を承認した事項についても、やむを得ない事由があると認めるときは、日時等その内容の変更を求める事が出来る。

## 【権利譲渡の禁止】

第7条 1、利用者はその権利を譲渡し、又は他人に利用させることができない。  
2、利用の譲渡者、もしくは代理者の利用は認めない。

第8条 所長及び管理者は次の各号に該当する時は、利用の承認を取り消し、又はその利用を停止し、もしくは制限することができる。

- (1) この規則又はこの規則に基づく指示に違反したとき。
- (2) 第6条第2項各号の理由が発生したとき。
- (3) クライミング施設において、当該本人又は利用者に危害もしくは迷惑が及ぶと判断したとき。
- (4) 気象警報発令、災害発令、異常事態発令時等、緊急事態発令時。

#### 【入所の拒絶】

第9条 管理者は、次の各号に該当する者に対しては、入所を拒絶、又は退去を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる恐れがある者、及びこれらの恐れがある物品又は動物の類を携帯するもの。
- (2) 泥酔者、及び精神に異常があると認められる者、又は伝染性の疾患を有する者。
- (3) その他管理者において支障があると認める者。

#### 【利用料及び利用時間】

第10条 1. 利用料及び利用時間は別表のとおりとする。  
2. 利用料は利用時、又は利用後に現金でもって納入しなければならない。

#### 【利用料の減免等】

第11条 所長は山岳連盟の各委員会がその任務遂行のため使用する場合、利用料を減免、又は後納させることができる。

#### 【利用料返還】

第12条 既納の利用料は返還しない。ただし所長又は管理者において特別の理由があると認めるときは、その全額または一部を返還することができる。

#### 【設備等の工作】

第13条 1. 利用者が特別の設備、装飾等の工作をしようとするときは、予め管理者の承認を受けなければならない。  
2. 利用者が前項の規定により設備、装飾の工作をしたときは、利用後直ちにこれを撤去し、現状に復し得ない工作はこれを承認しない。  
3. 前項の費用は利用者負担とする。

#### 【施設設備の棄損】

第14条 1. 利用者その他入所者が施設、設備を損傷し、又は紛失したときは直ちに理由を管理者に届け出ると共に、その指示を受けなければならない。  
2. 前項の行為が重大な過失によるときは、山岳連盟の指示の従い、これを現状に復旧し、その損害を賠償しなければならない。

#### 【利用者の損害】

第15条 施設、設備を利用することにより、又はこの規則により生じた損害については、山岳連盟は一切責任を負わない。

### 【管理者の指示権】

第16条 管理者は管理上必要があると認めるときは、利用中の施設の中に立ち入り、指示を行うことができる。利用者はこれを拒むことができない。

### 【利用者の遵守事項】

第17条 1. 利用者は、研修所を利用するにあたり、施設の性格をわきまえ、この規則を守り、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者は施設及び設備の利用にあたって、事前に利用申し込みをしなければならない。なお、施設、設備に空きがある場合は来所時に利用できる。
  - (2) 使用した什器等は洗浄し、机、椅子等は現状に戻し、ごみは利用者が持ち帰り処理すること。
  - (3) 利用を承認されていない部屋、又は設備、器具を使用しないこと。
  - (4) 承認を得ることなく張り紙、くぎ類を打たないこと。
  - (5) 館内は全面禁煙とする、喫煙をする時は所定の場所にて行うこと。
  - (6) 館内にて飲食する時は、事前に承認を得なければならない。
  - (7) 騒音又は大声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。楽器騒音により他の利用者に影響を及ぼすときは、利用施設の変更等を求める事がある。
  - (8) 施設、設備、器具の利用を終わった時は、管理者に申し出ること。
  - (9) 人口岩場に於いてはヘルメット着用、アンザイレン、セルフビレーを確実にを行い事故を未然に防止すること。なおピラミッド壁に於いてはヘルメットは着用しなくてよい。
  - (10) その他管理者の管理上必要な指示に従うこと。
2. 利用者がこの遵守事項に違反したときは、利用承認を撤回し、又は今後当該利用者に対して利用を承認しないことができる。

### 【休日】

第18条 毎週月曜日、祝祭日及びゴールデンウエーク、夏季、年末年始に休館日を設ける。ただし山岳連盟が必要と認めた時は、臨時に休日を設定し、もしくは休日であっても利用を可能とする事がある。

付則：この規則は昭和45年5月1日に施工され、令和4年4月1日から改定施工する。